

特別区設置協定書の要旨

一 特別区の設置の日

特別区の設置の日は、令和 7 年 1 月 1 日とする。

二 特別区の名称及び区域

名称	特別区の区域
淀川区	大阪市此花区、港区、西淀川区、淀川区及び東淀川区の区域
北区	大阪市北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区及び鶴見区の区域
中央区	大阪市中心区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区及び西成区の区域
天王寺区	大阪市天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区及び平野区の区域

三 特別区の議会の議員の定数

名称	淀川区	北区	中央区	天王寺区
議会の議員の定数	18 人	23 人	23 人	19 人

四 事務の分担

1. 特別区が処理する事務

大阪市の区域に設置される特別区は、東京都の特別区が法令により処理する事務に相当する事務を処理する。加えて、中核市の事務を処理するとともに、都道府県及び指定都市の事務のうち住民に身近な事務を処理する。また、市町村の事務のうち、特別区の特例により、都が処理することとされている事務でも、住民に身近な特別区が処理することが相応しい事務についても処理する。

2. 大阪府が処理する事務

大阪府は、特別区を包括する広域の地方公共団体として、大阪全体の成長、都市の発展及び安全・安心に関わる事務や特別区の連絡調整に関する事務等、都が処理する事務（1 の事務を除く。）を処理する。

3. 事務の承継

大阪府及び大阪市は、蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう、適正に事務を引き継ぐ。また、特別区の設置の際は、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスは、その内容や水準を維持する。各特別区及び大阪府は、特別区の設置の日以後においても、地域の状況や住民のニーズも踏まえながら、その内容や水準を維持するよう努める。

五 税源の配分及び財政の調整

1. 税源の配分

大阪府の税源は、道府県税並びに法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税及び事業所税とし、特別区の税源は個人市町村民税、市町村たばこ税、軽自動車税等とする。

2. 財政の調整

(一) 財政調整の目的・財源及び配分の割合

大阪府は、特別区財政調整交付金を特別区に交付する。同交付金の総額は、法人市町村民税、固定資産税及び特別土地保有税の各収入額並びに法人事業税交付金相当額の合算額に大阪府の条例で定める交付割合を乗じて得た額とする。ただし、同交付金が目的を達成するための額を下回るおそれがある場合には、条例で定める額を加算する。交付割合は、特別区の設置の日が属する年度の前々年度までの3年度分について決算数値に基づいて算定し、その平均をもって定める。（平成 26 年度から平成 28 年度までを平均すると、78.7%）

(二) 特別区財政調整交付金の種類・割合・算定

特別区財政調整交付金は、普通交付金（財政調整交付金総額の 94%）と特別交付金（同 6%）とする。各特別区の普通交付金の額は、地方交付税（普通交付税）の算定方法に概ね準ずる方法により算定する。

(三) 特別区財政調整交付金の総額の特例

特別区の設置の日が属する年度の翌年度から 10 年の各年度においては、特別区財政調整交付金に大阪府の条例で定めて加算する額は、20 億円を加算した額とする。

(四) 大阪市債の償還に係る財源の取扱い

大阪府が発行した地方債（既発債）の償還に必要な経費として、特別区が負担する額は、特別区財政調整交付金の交付を通じて財源保障を行う。大阪府が負担する額は、税源配分等を通じて財源を確保する。

(五) 都市計画税・事業所税の取扱い

大阪府は、都市計画税・事業所税の収入額の一定割合を目的税交付金とし、特別区に交付する。この割合は、特別区に係る事務への充当割合を決算数値に基づいて特別区の設置の日が属する年度の前々年度までの3年度分算定し、その平均をもって定める。（平成26年度から平成28年度までの場合、53%）

(六) 大阪府に配分される財源の用途等

大阪府は、財政調整制度によって配分された財源を、大阪府が担っていた広域的な役割を果たすための事業に充当する。大阪府は、財政調整交付金等の管理に係る特別会計等を設置する。

六 財産処分

1. 財産の取扱い

大阪府が保有していた財産は、当該財産に関連する事務の分担に応じて、特別区又は大阪府が承継するものとする。なお、普通財産、債権、基金等は、特別区が承継することを基本とし、大阪府が処理することとされた事務の執行に密接不可分なものは、大阪府が承継するものとする。

2. 債務の取扱い

大阪府が負担していた債務については、その確実な履行を期する必要があることに鑑み、特別区又は大阪府が承継するものとする。

(一) 債務負担行為の取扱い

債務負担行為に基づく債務は、関連する事務の分担に応じて、特別区又は大阪府が承継するものとする。ただし、アジア太平洋トレードセンター（ATC）ほか2社に関する特定調停における調停条項の定めるところによる損失補償債務については大阪府が承継し、大阪市の財政調整基金の一部等を引当財源として活用するものとする。

(二) 地方債の取扱い

既発債は、大阪府が承継することとする。ただし、母子父子寡婦福祉貸付資金会計に属するものは、特別区が承継することとする。既発債の償還経費は、特別区等及び大阪府並びに公営企業等の事業承継団体が所定の負担を行うものとする（大阪市の一般会計等に属する既発債の場合、事務の分担に応じた割合を勘案して、特別区の設置の日が属する年度の前々年度の既発債の残高に基づいて定める。（平成28年度の既発債の残高の場合、特別区等の負担は72%、大阪府の負担は28%））。特別区等の負担については、その総額について全ての特別区共通の債務と位置付けたうえで、特別区等が償還負担金を大阪府に支払うものとする。

七 職員の移管

特別区及び大阪府において、事務の分担に応じ、特別区の区長及び大阪府知事のマネジメントのもと最適な組織体制を構築するものとする。

大阪府及び大阪市の職員は、原則として事務の分担に応じて、特別区又は大阪府のいずれかの職員として引き継ぐこととする。

八 その他特別区の設置に関し必要な事項

1. 都区協議会

大阪府及び特別区の事務の処理について、大阪府と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、大阪府・特別区協議会（仮称）を設置する。同協議会は合意による運営を基本とする。協議が調わない場合においては、学識経験者等で構成する第三者機関を通じて意見の調整を行う。

2. 特別区において共同で処理する事務

介護保険事業、心身障がい者リハビリテーションセンターの設置、システム・施設・財産の管理などについては、一部事務組合、機関等の共同設置等により、全ての特別区が共同で処理する。

3. 地域自治区

特別区の設置の日に、現在の24区の区域ごとに地域自治区を設置し、各地域自治区に事務所（名称を「区役所」とする。）を置く。住民の利便性を確保するため、区役所において住民登録等に関する事務等を実施する。各地域自治区に地域協議会を設置する。